整理番号		01201	特区名	ä	みえライフ	イノベーション総合	`特区	
提案事項名		「医薬品の範囲に関する基準」に規定する「医薬品的な形状の解釈」の緩和について						
提案事項 の具体的 な内容		丸剤又はカ 基準」の「I い。 この規制総	おいては、アンプル形状を用 プセル剤と同様に、例えば、 医薬品の判定における各要 爰和により、アンプル形状を別 、形状のみによって医薬品	「食品」「清涼飲 要素の解釈 3医 用いる場合であっ	(料水」等医薬品的な形っても、医薬	薬品ではない旨を明え が状の解釈」の但書以 品ではない旨が明示さ	ますることで、「 下を適用しない	医薬品の範囲に関する いこととしていただきた
政策課題と その解決 策		アンプル形状の医薬品を製造する企業が、同じ容器を利用して栄養ドリンク等の食品を開発することができれば、既存設備を 有効活用することによるリードタイムの短縮や開発・製造コストの節減により、より競争力のある製品を製造することができる。 したがって、当該規制を緩和することにより、本特区内に生産拠点を持つ企業の新商品開発が加速化され、ヘルスケア産業 の振興に資することが期待できる。						
	担当	省庁の対応	E:対応しない	担	当省庁名	厚生労働省	担当課名	医薬·生活衛生局 監視指導·麻薬対策課
国と地	規制法令	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年8月10日 法律第145号) 無承認無許可医薬品の指導取締りについて(昭和46年6月1日 薬発第476号)						
	規制等の趣旨	アンプル形状は通常、食品としては流通しない形状であり、アンプル形状の容器に入った食品は、消費者に医薬品と誤認されると考えられることから医薬品と判断する。						
	担当省庁の	と判断される剤型としている。「アンプル」は一般に薬液を密封して保管するためのガラス製の容器のことを意味し、通常食品には使用されず、医薬品に使用される容器として認識されているものであり、医薬品でない旨を明示するとともに容器の色調を変更するだけでは、消費者に医薬品と誤認させることを目的としていることが否定できないことから、引き続き医薬品と判断するこ						
回方 目の	実施	時期	-	スケジュール	,		-	
協	指定I	自治体の回行	5 . 1.0	書面協議(2回			希望する	
議	理由等	「医薬品でない旨を明示するとともに容器の色調を変更するだけでは、消費者に医薬品と誤認させることを目的としていることが否定できない」ことを理由として規制緩和対応をしないとの回答であるが、「医薬品と誤認させることを目的としている」と考えられる範囲が現状では明確ではない。 誤認を防ぐ手段は、医薬品でない旨の明示および色調の変更以外にも、形状や開封の仕方、サイズの変更など様々なものが考えられる。 これらの手段を併用すれば、消費者に医薬品と誤認させることを目的としていないと判断できると考えるが如何か。(別添資料参照) 具体的な対策例として オーバーキャップ(事例1) オーバーキャップと本体を溶接し、キャップを押して開封する(事例2) 直線ラインの形状を曲線ラインに変更する(事例3) 上部構造を変更し、捻じる動作で開封する(事例4) を考えるが、可否をご教示いただきたい。						
	内閣	<mark>府整理</mark>						
	가 가		体は、担当省庁の見解を踏 :自治体回答に記載の事項(

整理番号 01201 | 特区名 | みえライフイノベーション総合特区 提案事項名 「医薬品の範囲に関する基準」に規定する「医薬品的な形状の解釈」の明確化について 本特区において、アンプル形状の樹脂容器を飲料用食品の製造過程において容器材料として使用する場合であっても、出荷 流通する製品が通常人に医薬品的な形状であるとの認識を与えないよう、以下の措置が講じられる場合には、当該製品は、 「医薬品の範囲に関する基準」の「I医薬品の判定における各要素の解釈 3医薬品的な形状の解釈」後段の但書の適用対 象とはならないことについて解釈を明確化していただきたい。 提案事項 (講ずる措置) の具体的 製造工程において、アンプル形状の樹脂容器への内容物の充填後に、アンプル上部の折り取られる部分にオーバーキャップを な内容 はめ込みアンプルと一体化させ、オーバーキャップと一体化したアンプル上部を折り取る以外の方法ではアンプル本体からオー バーキャップを外すことができないよう加工することによって、使用前、使用時、使用後のいずれの段階においても、当該製品が アンプル容器の外観とならないように措置を講ずるとともに、当該製品の外箱等製品の外部表面に当該製品が「食品」「清涼飲 料水」等医薬品ではないことを明示する措置を講ずる。 アンプル形状の医薬品を製造する企業が、同じ容器を利用して栄養ドリンク等の食品を開発することができれば、既にあるア ンプル形状医薬品の製造設備を栄養ドリンク等の食品開発・製造に有効活用することが可能となるとともに、アンプル形状容器 **政策課題と**を医薬品用と栄養ドリンク等の食品用に共通して使用することが可能となることによって、同容器の調達・管理コストの削減が可 その解決 能となり、製品開発のリードタイムの短縮や開発・製造コストの節減により、より競争力のある製品を製造することができる。 策 したがって、当該規制に係る解釈を明確化することにより、本特区内に生産拠点を持つ企業の新商品開発が加速化され、・ ルスケア産業が振興され、引いては地域の雇用拡大に資することが期待できる。 医薬·牛活衛牛局 担当省庁の対応 D:現行法令で対応可能 担当省庁名 厚生労働省 担当課名 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年8月10日 法律第145号) 制 無承認無許可医薬品の指導取締りについて(昭和46年6月1日 薬発第476号) 法 令 趣制 アンプル形状は通常、食品としては流通しない形状であり、アンプル形状の容器に入った食品は、消費者に医薬品と誤認される **旨等** と考えられることから医薬品と判断する。 国と地方の協 上記「提案事項の具体的な内容」の「(講ずる措置)」に基づく事業者作成の樹脂容器サンプルについて、事業者から三重県 の担当課を通し照会があり、確認したところ、アンプルの形状ではないことから当該製品は医薬品には該当しない旨、回答を 見省 行った。 മ スケジュール 実施時期 a:了解 指定自治体の回答 玾 由 担当省庁の見解について了解した。 ⅲ・現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの 内閣府整理 厚生労働省より、「提案事項の具体的な内容」の「(講ずる措置)」に基づく事業者作成の樹脂容器サンプルについて、アンプ ルの形状ではないことから当該製品は医薬品には該当しない旨の見解が示された。 これに対して指定自治体は了解したため、協議を終了する。